

令和6年11月25日開会

むつ市議会第262回定例会提案理由

ただいま上程されました 24 議案 1 報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 82 号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、持続可能なまちづくりに向けた市の重要施策の取組をさらに推進させるため、現在の子どもみらい部の「子ども」の表記を平仮名表記に改める名称変更を行うとともに、産業政策部を農林水産部及び商工観光部に、都市整備部及び建設技術部をまちづくり推進部に、それぞれ再編するものであります。

次に、議案第 83 号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、青森県国民健康保険運営方針において、令和 7 年度までに県内市町村の国民健康保険税の賦課方式を統一することとされたことから、国民健康保険税の介護納付金分の算定方式を、所得割額及び被保険者均等割額の 2 方式から、世帯別平等割額を加えた 3 方式にするためのものであります。

次に、議案第 84 号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、来年 4 月 1 日から正津川小学校を大畑小学校に統合することに伴い、条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 85 号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、むつ市体育協会がむつ市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、条文整理をするためのものであります。

次に、議案第 86 号 むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の導入をするものであります。

次に、議案第 87 号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包

括支援センターの職員配置基準を緩和するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 88 号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるほか、市における専用水道の設置見込みがないことから、専用水道の水道技術管理者に係る規定を削除するためのものであります。

次に、議案第 89 号 指定管理者の指定についてであります。本案は、むつ市ウェルネスパーク外 1 施設の指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第 90 号及び議案第 91 号についてであります。これら 2 議案は、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合について、構成団体であります西北五環境整備事務組合が来年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであります。

次に、議案第 92 号 市道路線の認定についてであります。本案は、既存の市有道路を市道として管理する等のため、7 路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第 93 号 市道路線の変更についてであります。本案は、国道 338 号大湊Ⅱ期バイパスの整備等により、3 路線の起点又は終点を変更するものであります。

次に、議案第 94 号 市道路線の廃止についてであります。本案は、国との併用林道協定の解除等により、2 路線を廃止するものであります。

次に、議案第 95 号から議案第 98 号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。これら 4 議案は、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間において、定住自立圏の形成に

関し必要な事項を改め、それぞれ定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

次に、議案第99号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月14日をもって任期が満了となります。齊藤秀人氏の後任として氏家剛氏を選任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第100号及び議案第101号のむつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、本年12月19日をもって任期が満了となります。田中志昌氏及び来年1月15日をもって任期が満了となります。長岡俊成氏の両名を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第102号及び議案第103号のむつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、本年12月22日をもって任期が満了となります。川向常寛氏の後任として蛭名芳徳氏を選任し、また、同日をもって任期が満了となります。下山益雄氏を再任いたしたく、提案するものであります。

この度の任期をもちまして勇退されます監査委員の齊藤秀人氏、固定資産評価審査委員会委員の川向常寛氏は、長年にわたり、同委員として地方自治の発展に御尽力されました。ここに両名の功績をたたえとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第104号 令和6年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、4,333万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、429億1,460万7,000円となります。

まず、歳出についてであります。総務費では、手続の簡略化により市民サービスの向上を図るため、市税等口座振替推進事業費を計上しておりますほか、財政調整基金積立金を計上しております。

民生費では、介護施設等の大規模修繕に併せて介護ロボット・ICT等の導入を行う事業者に対して補助金を交付する施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金を増額しております。

衛生費では、合併処理浄化槽の普及推進を図るため、合併処理浄化槽設置工事に係る補助金を増額しております。

農林水産業費では、大畑漁港及び脇野沢漁港の施設整備に係る負担金を計上しております。

教育費では、市内児童生徒の文化、芸術、スポーツ活動における東北大会や全国大会等への参加に要する経費を補助する子ども夢育成基金事業費を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金では、歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、市債では、国庫支出金との関連において借入見込額を調整しております。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、浜奥内地区漁港施設機能強化事業、大畑地区公民館改修事業について繰越明許費を設定しておりますほか、脇野沢流通センターリニューアル事業、市道等維持事業、舗装長寿命化修繕事業及びむつ市ウェルネスパーク、むつ市総合アリーナ指定管理料について債務負担行為を追加しております。

次に、議案第105号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、修繕費及び工事費の増加に伴い補正するもので、収益的収入及び支出のうち支出において1,175万9,000円を増額しておりますほか、資本的収入及び支出のうち支出において3,831万3,000円を、収入において1,760万円をそれぞれ増額しております。

次に、報告第23号についてであります。これは、令和6年度むつ市一般会計補正予算でありまして、本年10月の衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙執行の準備に急を要したほか、令和6年度が発行期限となっている合併特例債の有効活用を図るため、執行残が見込まれる既存

の充当事業から一部を他の事業へ充当替えすることとしたことから、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました24議案1報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

令和6年11月25日開会

むつ市議会第262回定例会議案

目 次

議案第	82号	むつ市部設置条例の一部を改正する条例	5
議案第	83号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	7
議案第	84号	むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例	9
議案第	85号	むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例	11
議案第	86号	むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	13
議案第	87号	むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
議案第	88号	むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	17
議案第	89号	指定管理者の指定について (むつ市ウェルネスパーク外1施設)	21
議案第	90号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	23
議案第	91号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	25
議案第	92号	市道路線の認定について	27
議案第	93号	市道路線の変更について	33
議案第	94号	市道路線の廃止について	41
議案第	95号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (大間町)	45
議案第	96号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (東通村)	55
議案第	97号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (風間浦村)	65
議案第	98号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (佐井村)	75
議案第	99号	むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて	85
議案第	100号	むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	87
議案第	101号	むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	89
議案第	102号	むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて	91

議案第103号	むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき 同意を求めることについて ……………	93
議案第104号	令和6年度むつ市一般会計補正予算 ……………	95
議案第105号	令和6年度むつ市水道事業会計補正予算 ……………	97
報告第23号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和6年度むつ市一般会計補正予算) ……………	99

議案第 8 2 号

むつ市部設置条例の一部を改正する条例

むつ市部設置条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

持続可能なまちづくりに向けた市の重要施策の取組をさらに推進させるため、子どもみらい部をこどもみらい部に名称変更するとともに、産業政策部を農林水産部及び商工観光部に、都市整備部及び建設技術部をまちづくり推進部に、それぞれ再編するものである。

むつ市部設置条例の一部を改正する条例

むつ市部設置条例（昭和61年むつ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号から第9号までを次のように改める。

- (6) こどもみらい部
- (7) 農林水産部
- (8) 商工観光部
- (9) まちづくり推進部

第2条第6号中「子どもみらい部」を「こどもみらい部」に改め、同条第7号中「産業政策部」を「農林水産部」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エからカまでを削り、同条第9号を削り、同条第8号中「都市整備部」を「まちづくり推進部」に改め、同号に次のように加える。

オ 建築工事に関する事。

カ 土木工事に関する事。

第2条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 商工観光部
 - ア 商業及び鉱工業に関する事。
 - イ 観光に関する事。
 - ウ 労働者の福祉に関する事。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 83 号

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

青森県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の介護納付金分の算定方式を、所得割額及び被保険者均等割額の 2 方式から、世帯別平等割額を加えた 3 方式にするためのものである。

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「被保険者均等割額」の次に「及び世帯別平等割額」を加える。

第11条中「20,900円」を「13,900円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）

第11条の2 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

第23条第1項中「オに」を「オ及びカに」に改め、同項第1号オ中「14,630円」を「9,730円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
4,900円

第23条第1項第2号オ中「10,450円」を「6,950円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
3,500円

第23条第1項第3号オ中「4,180円」を「2,780円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
1,400円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 84 号

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

むつ市立学校設置条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

来年 4 月 1 日から正津川小学校を大畑小学校に統合することに伴い、条文整備をするためのものである。

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

むつ市立学校設置条例（昭和39年むつ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表むつ市立正津川小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 85 号

むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市体育協会がむつ市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、条文整理をするためのものである。

むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

むつ市ふれあいスポーツパーク条例（平成17年むつ市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「むつ市体育協会」を「むつ市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の導入をするものである。

むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

むつ市犯罪被害者等支援条例（令和3年むつ市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。次号において同じ。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

第9条を第11条とし、第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（支援の制限）

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

第7条の次に次の1条を加える。

（見舞金の支給等）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準を緩和するほか、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年むつ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各被保険者」を「介護保険の各被保険者」に改める。

第4条第1項中「1の」を「一の」に、「の員数」を「及びその員数（むつ市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「1の」を「一の」に、「の人員配置基準」を「に置くべき職員及びその員数」に改め、同項の表中「第一号被保険者」を「第1号被保険者」に、「人員配置基準」を「地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数」に改め、同表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、むつ市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるほか、市における専用水道の設置見込みがないことから、専用水道の水道技術管理者に係る規定を削除するためのものである。

むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に、「であること。」を「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、「であること。」を「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に、「であること。」を「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第8号を削り、同条第7号中「水道に」を「水道等に」に、「者であること。」を「もの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「第1号若しくは第2号に規定する課程若しくは学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目」を「第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程」に、「水道」を「水道等」に、「であること。」を「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「あつては1年以上」を「あつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「者であること。」を「もの（第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に、「であること。」を「（3年

6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10 年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 4 条第 1 項中「（法第 34 条第 1 項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 4 条第 1 項第 2 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、「であること。」を削り、同項第 6 号を削り、同項第 5 号中「であること。」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「第 2 号」を「第 1 号若しくは第 2 号」に、「学科目」を「課程」に

改め、「であること。」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、「であること。」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第4条第1項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市ウェルネスパーク外 1 施設の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市ウェルネスパーク

むつ市総合アリーナ

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大湊新町37番12号

山内土木株式会社

代表取締役 山内 将邦

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第90号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって青森県市町村職員退職手当組合から西北五環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更するものとする。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

来年3月31日をもって西北五環境整備事務組合が解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

青森県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

青森県市町村職員退職手当組合理約（昭和46年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西北五環境整備事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第91号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から西北五環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

来年3月31日をもって西北五環境整備事務組合が解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

青森県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合同規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中及び別表第2第8号の項中「、西北五環境整備事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第92号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

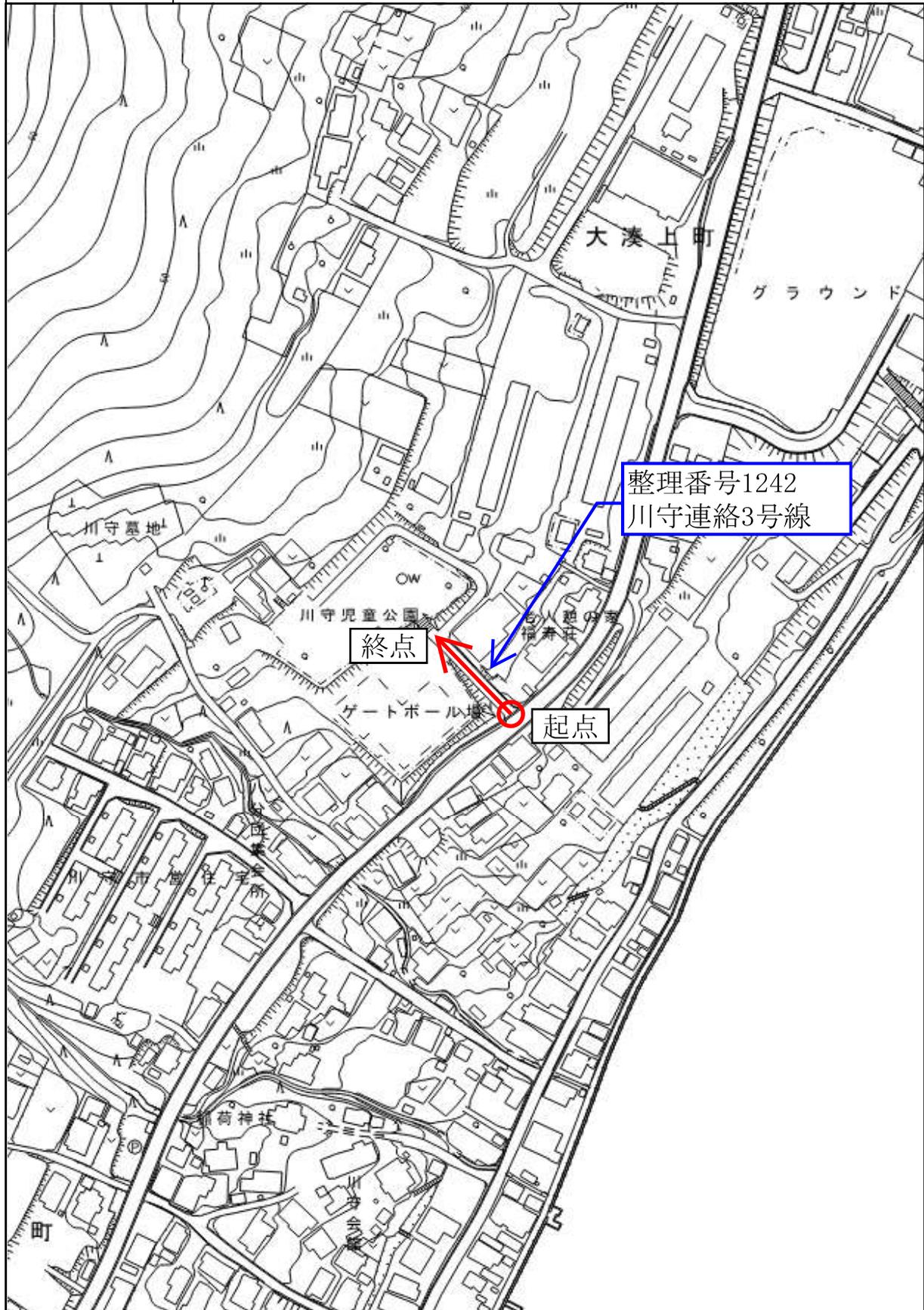
提案理由

既存の市有道路を市道として管理する等のため、7路線を市道として認定するものである。

付 図 対 照 番 号	整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
			終 点	
1	1242	川守連絡3号線	むつ市川守町21番3地先	
			むつ市川守町21番1地先	
2	1243	美里町1号線	むつ市美里町57番地先	
			むつ市美里町62番地先	
2	1244	美里町2号線	むつ市美里町52番10地先	
			むつ市美里町52番17地先	
2	1245	美里町3号線	むつ市美里町40番2地先	
			むつ市美里町40番5地先	
3	1246	苦生町6号線	むつ市苦生町一丁目181番 13地先	
			むつ市苦生町一丁目181番 24地先	
3	1247	苦生町7号線	むつ市苦生町一丁目181番 16地先	
			むつ市苦生町一丁目181番 14地先	
3	1248	苦生町8号線	むつ市苦生町一丁目255番地 先	
			むつ市苦生町一丁目181番 31地先	

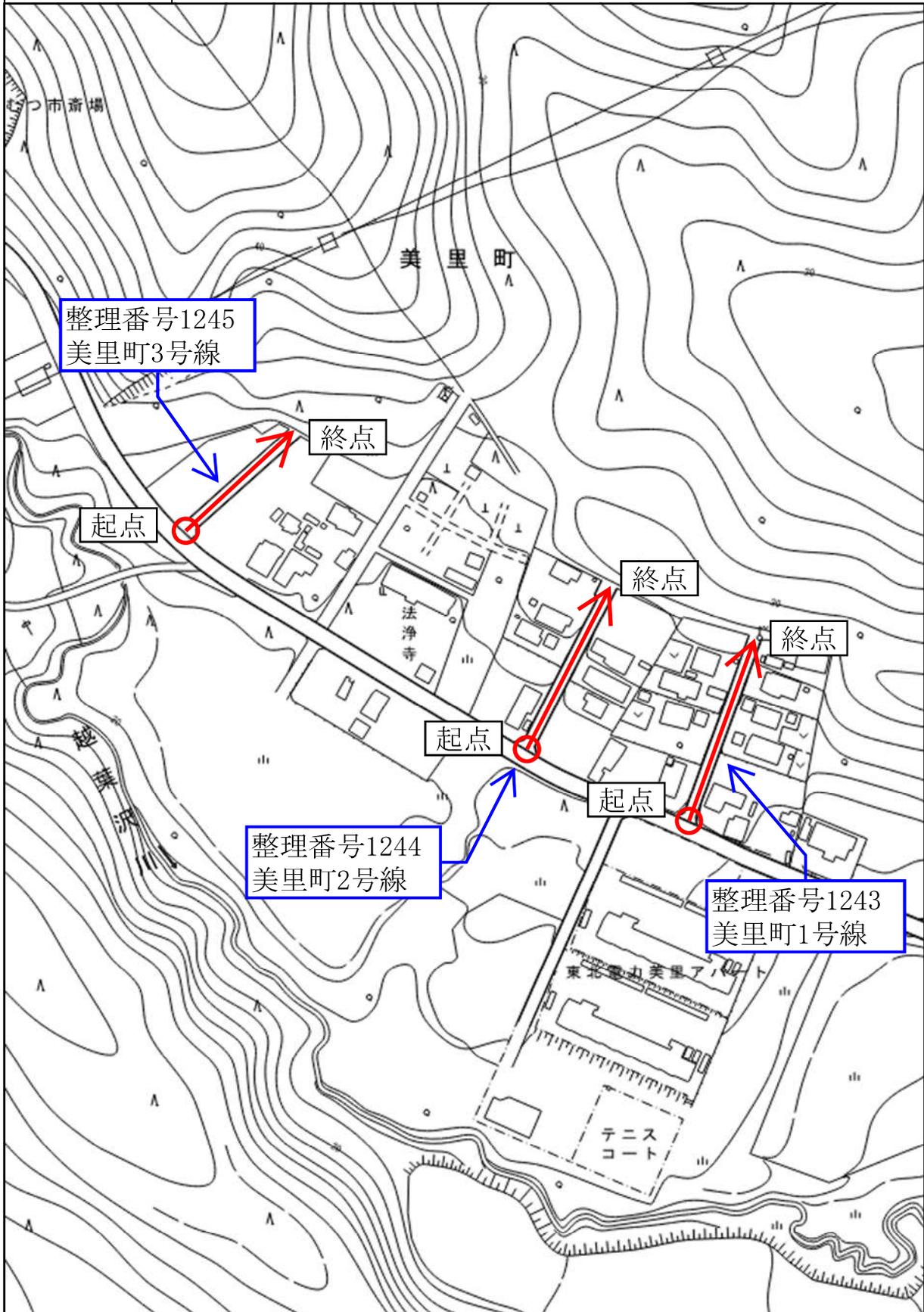
付図 1

N 縮尺
1 : 2,500



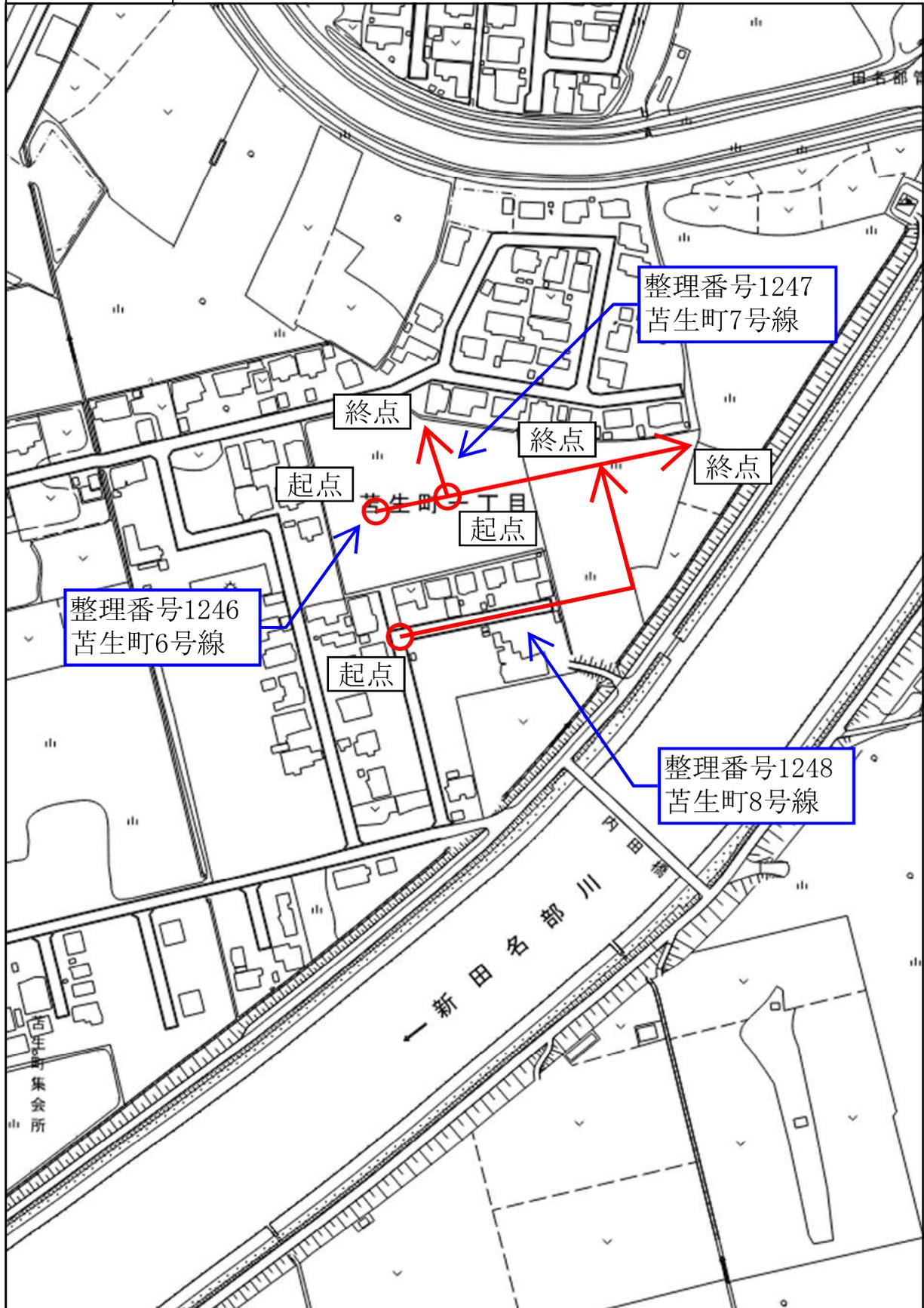
付図 2

N 縮尺
1 : 2,500



付図 3

N 縮尺
1 : 2,500



議案第 93 号

市道路線の変更について

次のとおり市道路線を変更したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

むつ市長 山 本 知 也

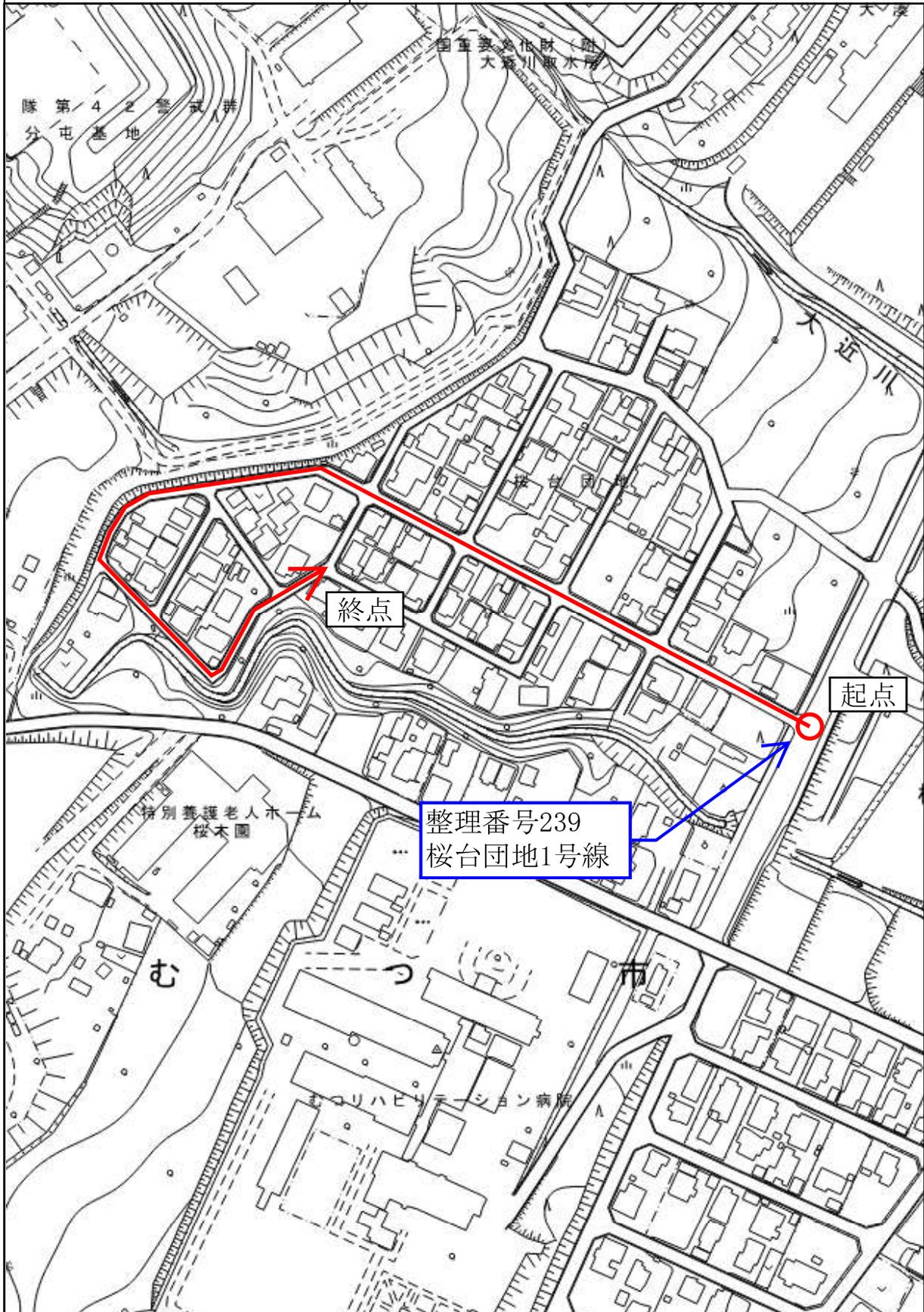
提案理由

国道 338 号大湊Ⅱ期バイパスの整備等により、3 路線の起点又は終点を変更するものである。

付 図 対 照 番 号	整 理 番 号	路 線 名	付 図	起 点	重要な 経 過 地
				終 点	
1	239	桜台団地1 号線	変更前	むつ市桜木町119番4	
				むつ市桜木町116番56	
			変更後	むつ市桜木町119番13地 先	
				むつ市桜木町116番56 地先	
2	753	谷地道線	変更前	むつ市大畑町正津川平27番 2	
				むつ市大畑町大尽山国有林 1079林班と小班	
			変更後	むつ市大畑町正津川平27番 2地先	
				むつ市大畑町柳沢33番地先	
3	1136	苫生町2号 線	変更前	むつ市苫生町一丁目140番	
				むつ市苫生町一丁目141番	
			変更後	むつ市苫生町一丁目140番 23地先	
				むつ市苫生町一丁目181番 5地先	

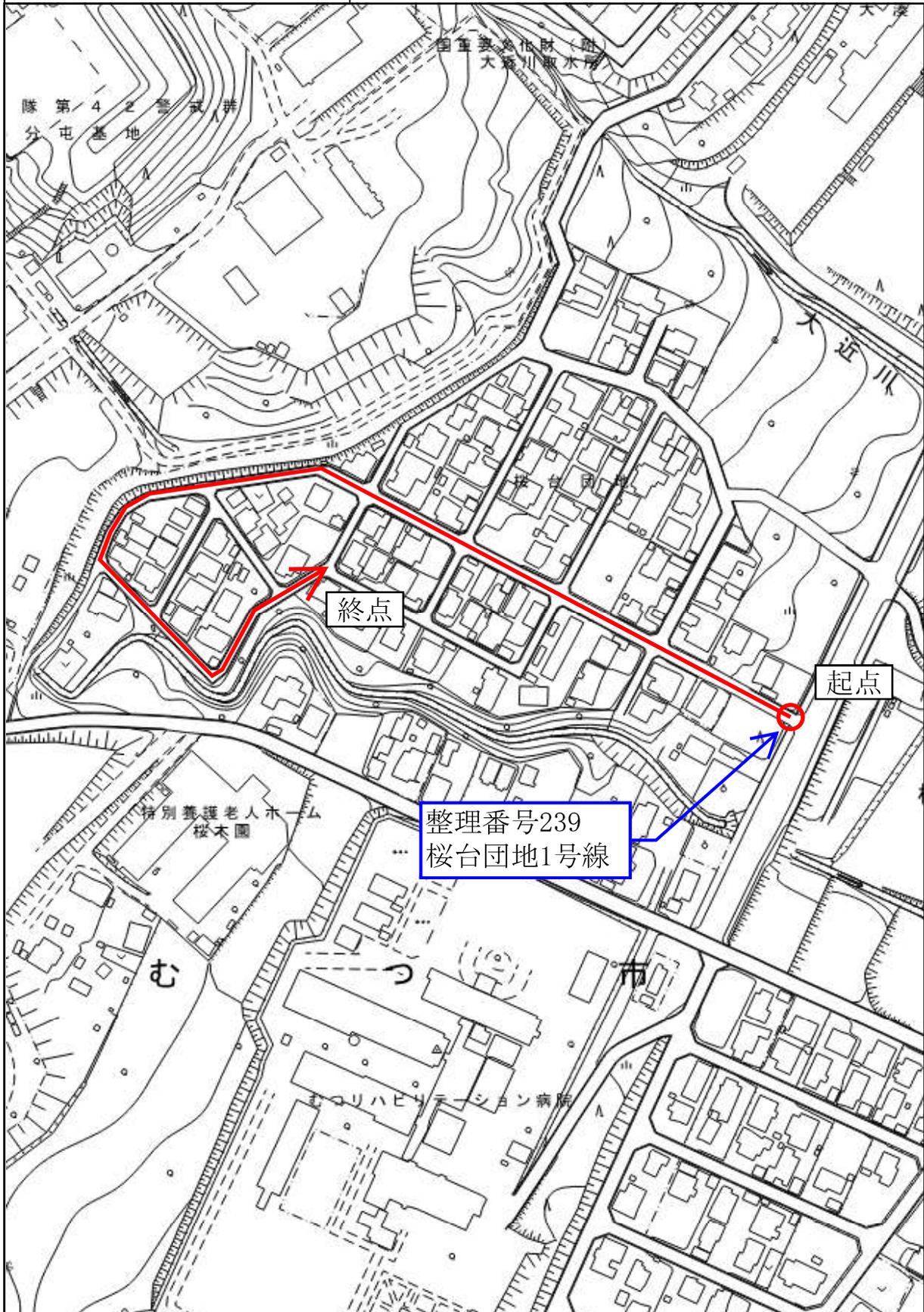
付図 1 (変更前)

N 縮尺
1 : 2,500



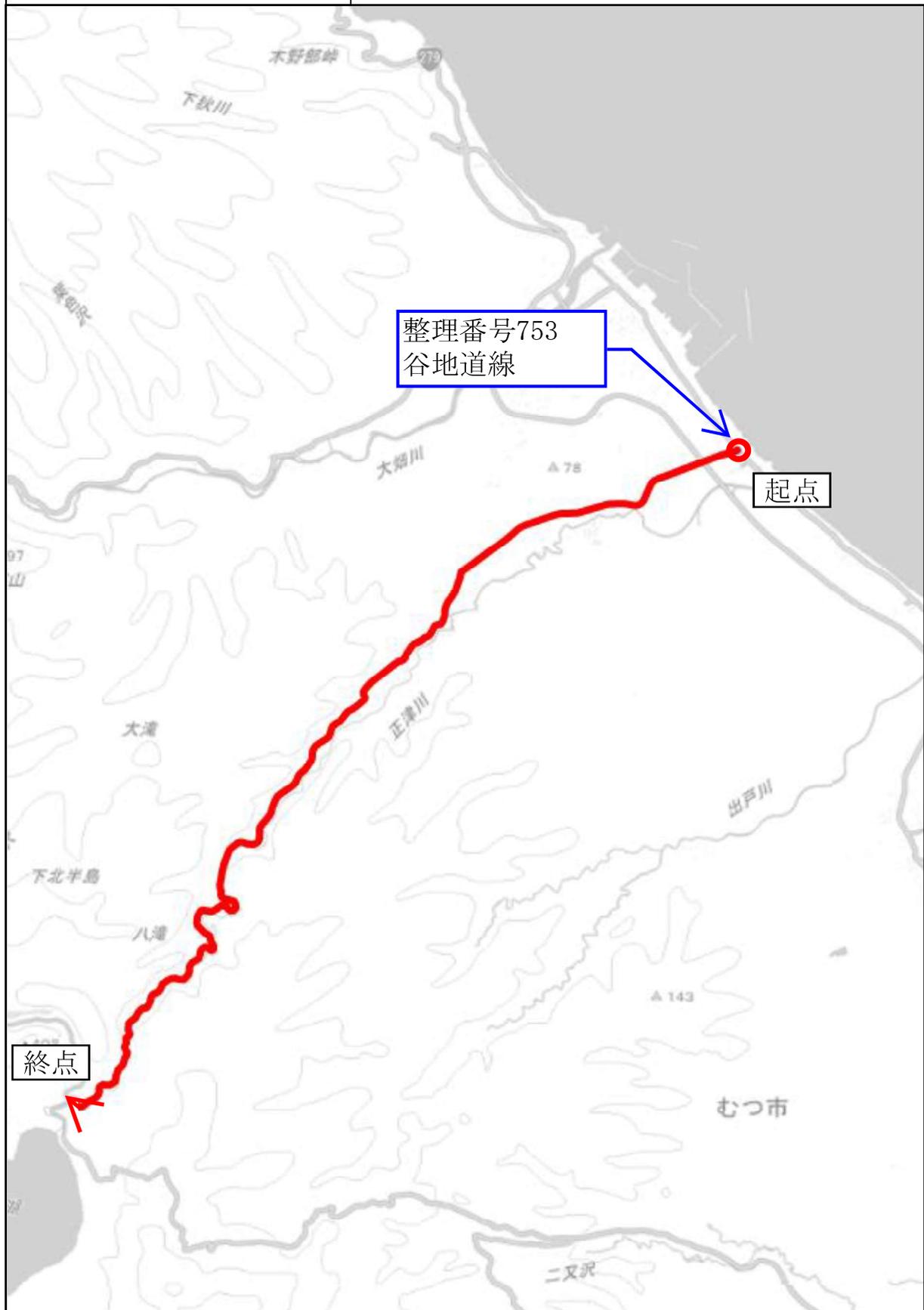
付図 1 (変更後)

N 縮尺
1 : 2,500



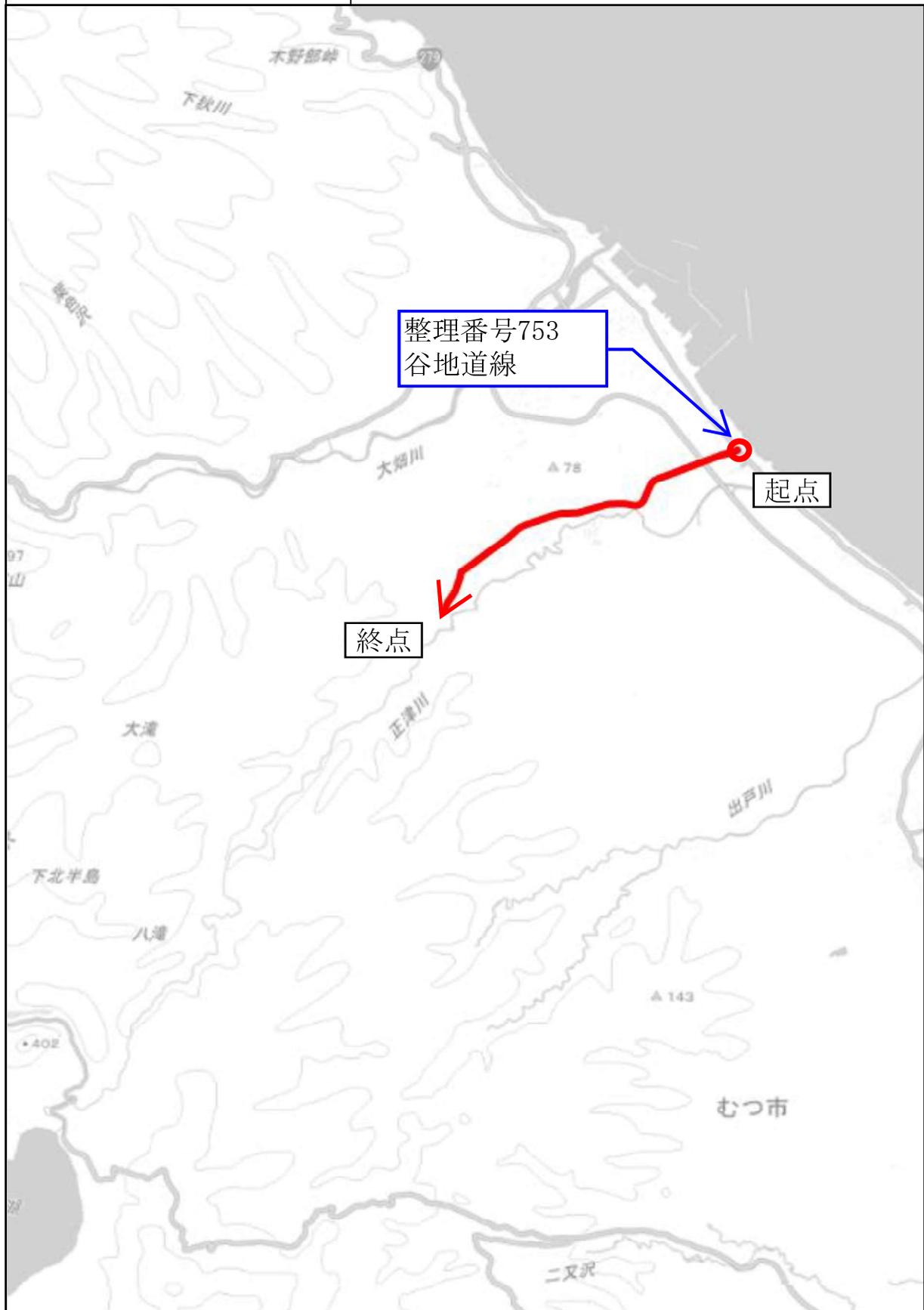
付図 2 (変更前)

N 縮尺
1 : 60,000



付図 2 (変更後)

N 縮尺
1 : 60,000



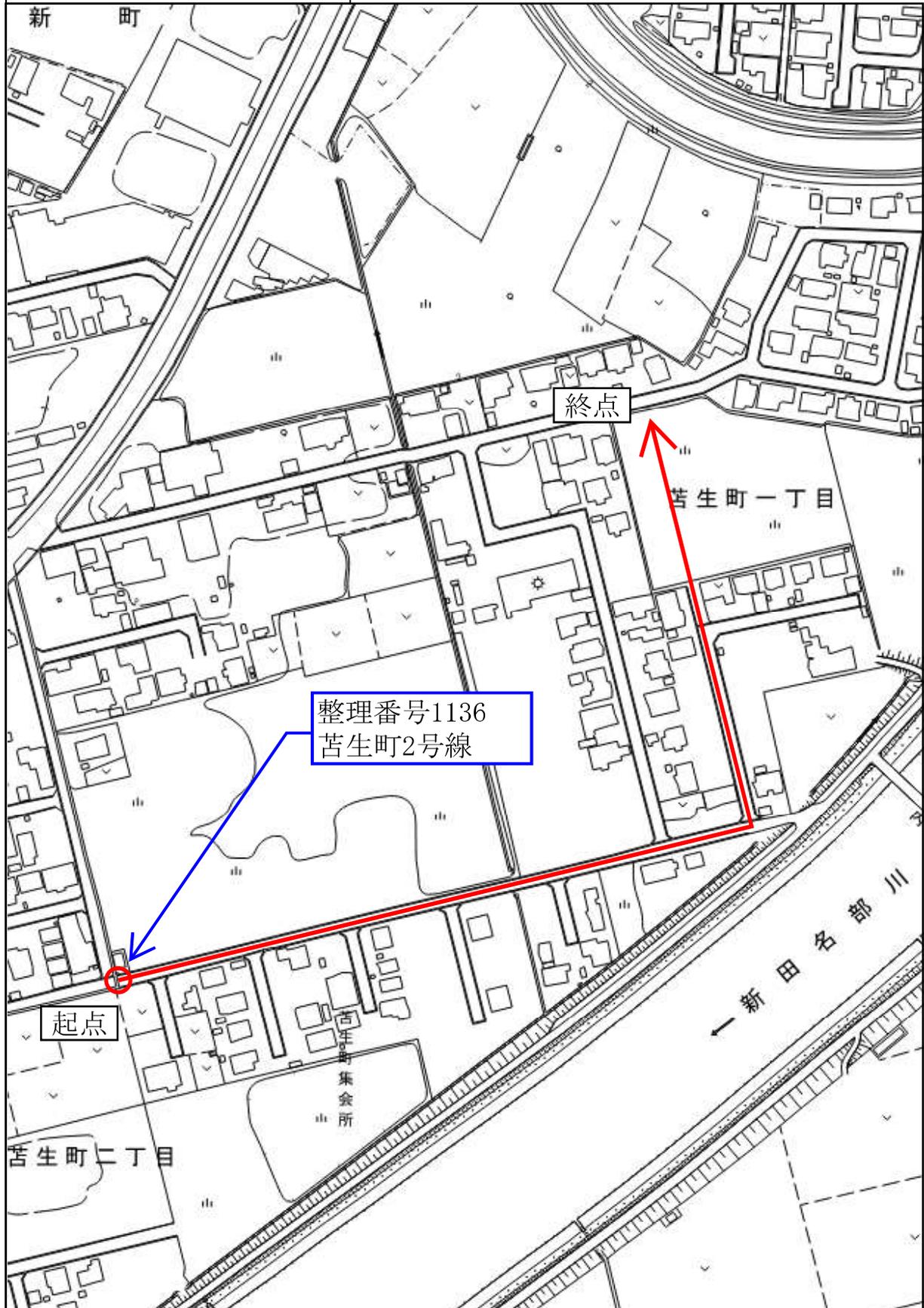
付図 3 (変更前)

N 縮尺
1 : 2,500



付図 3 (変更後)

N 縮尺
1 : 2,500



議案第94号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

国との併用林道協定の解除等により、2路線を廃止するものである。

付 図 対 照 番 号	整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
			終 点	
1	733	湯野川薬研線	むつ市川内町湯野川山国有林 756林班は小班	
			むつ市大畑町赤滝山国有林 1088林班ろ小班	
2	953	小沢3号線	むつ市脇野沢小沢14番	
			むつ市脇野沢小沢14番	

付図 1

N 縮尺
1 : 60,000



付図 2

N 縮尺
1 : 2,500



議案第95号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

大間町との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結することについて、むつ市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と大間町（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「1 医療

(1) 診療体制の充実

取組の内容	診療体制の充実を図るため、中核病院を中心とした公立病院及び診療所の医師確保に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、医師の派遣を行う。
乙の役割	甲と連携し、医師の派遣を受けるとともに、派遣に必要な経費を負担する。

(2) 医療環境の充実

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

(3) 初期救急医療体制の充実

取組の内容	初期救急医療体制の充実を図るため、むつ市内の民間医療機関が実施する休日夜間診療体制の維持及び確保に取り組む。
甲の役割	休日夜間診療体制を維持し、運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	甲が行う休日夜間診療体制の維持を支援するとともに、必要に応じて経費を負担する。

」

「1 医療

(1) 診療体制の充実

取組の内容	診療体制の充実を図るため、中核病院を中心とした公立病院及び診療所の医師確保に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、医師の派遣を行う。
乙の役割	甲と連携し、医師の派遣を受けるとともに、派遣に必要な経費を負担する。

(2) 医療環境の充実

に、

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) 次代を担う人財育成及び人財確保の強化

取組の内容	高校生をはじめとした次代を担う人財育成及び人財確保の強化を図るため、首都圏等の大学と連携した各種事業に取り組む。
甲の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を乙と

を

	共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業の実施に協力する。

(3) 大学と連携した地域の活性化

取組の内容	若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行う。

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

(2) 大学と連携した地域の活性化

取組の内容	若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化

	に向けた取組を行う。
--	------------

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(3) 地域資源を活用した地域経済の拡大等

取組の内容	地域資源を活用した地域経済の拡大及び地域活性化を図るため、地場製品の販路拡大事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、地場製品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、地場製品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担する。

を

(4) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図る
-------	--------------------------

	ため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(5) 豊かな農林業環境の維持（ニホンザル被害対策）

取組の内容	ニホンザルによる農作物被害等の防止を図るため、ニホンザル被害対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	被害対策事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	被害対策事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(6) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で

	設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。
--	-----------------------------------

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

(3) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(4) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

「7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るため、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
-------	--

甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

を

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	下北地域における文化、教育、福祉、保健等の各種団体等の研修の場、文化芸術のイベント等を通じて、健康で豊かな生活の実現を図るため、下北文化会館の運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	下北文化会館の運営をはじめとした各種事業に必要な

	経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する下北文化会館を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

に

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的作用を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

改める。

別表第2中

「2 地域内外の住民との交流及び移住促進

交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する

を

	とともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「2 道路等の交通インフラの整備

大間～函館航路の維持及び確保

取組の内容	下北地域と北海道を結ぶ唯一の交通手段である大間～函館航路の維持を図るため、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等の各種事業に取り組む。
甲の役割	航路の維持のため、乙と連携し、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等における中心的な役割を担う。
乙の役割	航路の維持のため、甲と連携し、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等に取り組む。

に

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 山本知也

乙 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4
大間町長 野崎尚文

議案第96号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

東通村との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結することについて、むつ市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と東通村（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「1 医療

(1) 医療環境の充実

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

(2) 初期救急医療体制の充実

取組の内容	初期救急医療体制の充実を図るため、むつ市内の民間医療機関が実施する休日夜間診療体制の維持及び確保に取り組む。
甲の役割	休日夜間診療体制を維持し、運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	甲が行う休日夜間診療体制の維持を支援するとともに、必要に応じて経費を負担する。

」

「1 医療

医療環境の充実

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。

に、

乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。
------	--

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) 次代を担う人財育成及び人財確保の強化

取組の内容	高校生をはじめとした次代を担う人財育成及び人財確保の強化を図るため、首都圏等の大学と連携した各種事業に取り組む。
甲の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業の実施に協力する。

を

(3) 大学と連携した地域の活性化

取組の内容	若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行う。

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

(2) 大学と連携した地域の活性化

取組の内容	若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行う。

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウド
-------	--------------------------

	ファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(3) 地域資源を活用した地域経済の拡大等

取組の内容	地域資源を活用した地域経済の拡大及び地域活性化を図るため、地場産品の販路拡大事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、地場産品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、地場産品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担する。

を

(4) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(5) 豊かな農林業環境の維持（ニホンザル被害対策）

取組の内容	ニホンザルによる農作物被害等の防止を図るため、ニホンザル被害対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	被害対策事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	被害対策事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(6) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

(3) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担すると

	ともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(4) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

「7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るため、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

を

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	下北地域における文化、教育、福祉、保健等の各種団体等の研修の場、文化芸術のイベント等を通じて、健康で豊かな生活の実現を図るため、下北文化会館の運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	下北文化会館の運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する下北文化会館を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

に

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生
-------	--------------------------

	活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

改める。

別表第2中

「2 地域内外の住民との交流及び移住促進

交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

「2 道路等の交通インフラの整備

大間～函館航路の維持及び確保

取組の内容	下北地域と北海道を結ぶ唯一の交通手段である大間～函館航路の維持を図るため、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等の各種事業に取り組む。
甲の役割	航路の維持のため、乙と連携し、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等における中心的な役割を担う。
乙の役割	航路の維持のため、甲と連携し、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等に取り組む。

に

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 山 本 知 也

乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 畑 中 稔 朗

議案第97号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

風間浦村との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結することについて、むつ市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と風間浦村（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「1 医療

(1) 医療環境の充実

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

(2) 初期救急医療体制の充実

取組の内容	初期救急医療体制の充実を図るため、むつ市内の民間医療機関が実施する休日夜間診療体制の維持及び確保に取り組む。
甲の役割	休日夜間診療体制を維持し、運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	甲が行う休日夜間診療体制の維持を支援するとともに、必要に応じて経費を負担する。

」

「1 医療

医療環境の充実

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。

に、

乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。
------	--

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) 次代を担う人財育成及び人財確保の強化

取組の内容	高校生をはじめとした次代を担う人財育成及び人財確保の強化を図るため、首都圏等の大学と連携した各種事業に取り組む。
甲の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業の実施に協力する。

を

(3) 大学と連携した地域の活性化

取組の内容	若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行う。

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

(2) 大学と連携した地域の活性化

取組の内容	若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行う。

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウド
-------	--------------------------

	ファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(3) 地域資源を活用した地域経済の拡大等

取組の内容	地域資源を活用した地域経済の拡大及び地域活性化を図るため、地場産品の販路拡大事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、地場産品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、地場産品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担する。

を

(4) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(5) 豊かな農林業環境の維持（ニホンザル被害対策）

取組の内容	ニホンザルによる農作物被害等の防止を図るため、ニホンザル被害対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	被害対策事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	被害対策事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(6) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

(3) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担すると

	ともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(4) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

「7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るため、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

を

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	下北地域における文化、教育、福祉、保健等の各種団体等の研修の場、文化芸術のイベント等を通じて、健康で豊かな生活の実現を図るため、下北文化会館の運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	下北文化会館の運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する下北文化会館を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

に

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生
-------	--------------------------

	活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

改める。

別表第2中

「2 地域内外の住民との交流及び移住促進

交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

「2 道路等の交通インフラの整備

大間～函館航路の維持及び確保

取組の内容	下北地域と北海道を結ぶ唯一の交通手段である大間～函館航路の維持を図るため、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等の各種事業に取り組む。
甲の役割	航路の維持のため、乙と連携し、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等における中心的な役割を担う。
乙の役割	航路の維持のため、甲と連携し、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等に取り組む。

に

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 山 本 知 也

乙 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目28番地5

風間浦村長 冨 岡 宏

議案第98号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

佐井村との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結することについて、むつ市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と佐井村（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「1 医療

(1) 診療体制の充実

取組の内容	診療体制の充実を図るため、中核病院を中心とした公立病院及び診療所の医師確保に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、医師の派遣を行う。
乙の役割	甲と連携し、医師の派遣を受けるとともに、派遣に必要な経費を負担する。

(2) 医療環境の充実

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

(3) 初期救急医療体制の充実

取組の内容	初期救急医療体制の充実を図るため、むつ市内の民間医療機関が実施する休日夜間診療体制の維持及び確保に取り組む。
甲の役割	休日夜間診療体制を維持し、運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	甲が行う休日夜間診療体制の維持を支援するとともに、必要に応じて経費を負担する。

」

「1 医療

(1) 診療体制の充実

取組の内容	診療体制の充実を図るため、中核病院を中心とした公立病院及び診療所の医師確保に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、医師の派遣を行う。
乙の役割	甲と連携し、医師の派遣を受けるとともに、派遣に必要な経費を負担する。

(2) 医療環境の充実

に、

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) 次代を担う人財育成及び人財確保の強化

取組の内容	高校生をはじめとした次代を担う人財育成及び人財確保の強化を図るため、首都圏等の大学と連携した各種事業に取り組む。
甲の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を乙と

を

	共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業の実施に協力する。

(3) 大学と連携した地域の活性化

取組の内容	若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行う。

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

(2) 大学と連携した地域の活性化

取組の内容	若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化

	に向けた取組を行う。
--	------------

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(3) 地域資源を活用した地域経済の拡大等

取組の内容	地域資源を活用した地域経済の拡大及び地域活性化を図るため、地場製品の販路拡大事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、地場製品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、地場製品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担する。

を

(4) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図る
-------	--------------------------

	ため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(5) 豊かな農林業環境の維持（ニホンザル被害対策）

取組の内容	ニホンザルによる農作物被害等の防止を図るため、ニホンザル被害対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	被害対策事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	被害対策事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(6) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で

	設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。
--	-----------------------------------

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

(3) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(4) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

「7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るため、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
-------	--

甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

を

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	下北地域における文化、教育、福祉、保健等の各種団体等の研修の場、文化芸術のイベント等を通じて、健康で豊かな生活の実現を図るため、下北文化会館の運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	下北文化会館の運営をはじめとした各種事業に必要な

	経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する下北文化会館を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

に

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的作用を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

改める。

別表第2中

「2 地域内外の住民との交流及び移住促進

交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する

を

	とともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「2 道路等の交通インフラの整備

大間～函館航路の維持及び確保

取組の内容	下北地域と北海道を結ぶ唯一の交通手段である大間～函館航路の維持を図るため、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等の各種事業に取り組む。
甲の役割	航路の維持のため、乙と連携し、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等における中心的な役割を担う。
乙の役割	航路の維持のため、甲と連携し、利用促進をはじめ、関係機関への要望活動等に取り組む。

に

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 山本知也

乙 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地
佐井村長 太田直樹

議案第99号

むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

むつ市監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

識見者 うじ 氏 いえ 家 つよし 剛

提案理由

むつ市監査委員の齊藤秀人委員の任期が本年12月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第100号

むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市教育委員会の委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

た なか ゆき まさ
田 中 志 昌

提案理由

むつ市教育委員会の田中志昌委員の任期が本年12月19日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第101号

むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市教育委員会の委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

なが おか しゅん じょう
長 岡 俊 成

提案理由

むつ市教育委員会の長岡俊成委員の任期が来年1月15日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第102号

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めること
について

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

えび な よし のり
蛸 名 芳 徳

提案理由

むつ市固定資産評価審査委員会の川向常寛委員の任期が本年12月22日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第103号

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めること
について

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

しも やま ます お
下 山 益 雄

提案理由

むつ市固定資産評価審査委員会の下山益雄委員の任期が本年12月22日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第104号

令和6年度むつ市一般会計補正予算

令和6年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第105号

令和6年度むつ市水道事業会計補正予算

令和6年度むつ市水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

報告第23号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山 本 知 也

むつ市専決第16号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月4日

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第104号

令和6年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和6年度むつ市一般会計補正予算

令和6年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,337千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,914,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和6年11月25日提出

むつ市長 山本知也

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	税	5,642,405	2,480	5,644,885
	7. 使用済燃料税	0	2,480	2,480
15. 国庫支出金		9,486,846	△ 8,988	9,477,858
	2. 国庫補助金	5,355,652	△ 8,988	5,346,664
16. 県支出金		3,002,182	22,805	3,024,987
	2. 県補助金	1,393,447	2,992	1,396,439
	3. 県委託金	140,365	19,813	160,178
19. 繰入金		1,446,673	2,140	1,448,813
	1. 基金繰入金	1,446,432	2,140	1,448,572
21. 市債		4,639,664	24,900	4,664,564
	1. 市債	4,639,664	24,900	4,664,564
歳入合計		42,871,270	43,337	42,914,607

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,668,661	18,675	4,687,336
	1. 総務管理費	4,050,469	17,298	4,067,767
	2. 徴税費	296,807	1,377	298,184
3. 民生費		10,435,930	1,786	10,437,716
	2. 老人福祉費	1,330,560	1,786	1,332,346
4. 衛生費		4,195,432	7,236	4,202,668
	1. 保健衛生費	2,517,474	7,236	2,524,710
6. 農林水産業費		1,166,634	13,500	1,180,134
	4. 水産業費	402,656	13,500	416,156
10. 教育費		7,530,051	2,140	7,532,191
	1. 教育総務費	824,948	2,140	827,088
	4. 社会教育費	757,073	0	757,073
歳出合計		42,871,270	43,337	42,914,607

第2表

継 続 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2. 総務費	1. 総務管理費	本庁舎電気室電源改修工事	107,195	令和6年度	0
				令和7年度	107,195

第3表

繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

款	項	事業名	金額
6. 農林水産業費	4. 水産業費	浜奥内地区漁港施設機能強化事業	53,000千円
10. 教育費	4. 社会教育費	大畑地区公民館改修事業	13,989千円

第4表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事項	期間	限度額
脇野沢流通センターリニューアル事業	令和6年度から 令和7年度まで	19,318千円
市道等維持事業	令和6年度から 令和7年度まで	48,037千円
舗装長寿命化修繕事業	令和6年度から 令和7年度まで	100,947千円
むつ市ウェルネスパーク、むつ市総合アリーナ指定管理料	令和7年度から 令和11年度まで	1,157,013千円

第5表

地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備 漁港整備	千円 71,200	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式による 借入れにお いては当該 見直し後の 利率)	借入先融資 条件による	千円 82,600	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	143,900				157,400			
変更後の累計	4,639,664				4,664,564			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,642,405	2,480	5,644,885
2. 地 方 譲 与 税	272,000	0	272,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	17,000	0	17,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,000	0	9,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	94,000	0	94,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,685,000	0	1,685,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,083	0	80,083
10. 地 方 特 例 交 付 金	270,469	0	270,469
11. 地 方 交 付 税	11,932,000	0	11,932,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,468	0	4,468
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	110,144	0	110,144
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	243,804	0	243,804
15. 国 庫 支 出 金	9,486,846	△ 8,988	9,477,858
16. 県 支 出 金	3,002,182	22,805	3,024,987
17. 財 産 収 入	20,114	0	20,114
18. 寄 附 金	211,000	0	211,000
19. 繰 入 金	1,446,673	2,140	1,448,813
20. 諸 収 入	3,063,774	0	3,063,774
21. 市 債	4,639,664	24,900	4,664,564
22. 繰 越 金	612,644	0	612,644
歳 入 合 計	42,871,270	43,337	42,914,607

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	249,362	0	249,362				
2. 総 務 費	4,668,661	18,675	4,687,336	△ 11,400	11,400		18,675
3. 民 生 費	10,435,930	1,786	10,437,716	1,786			
4. 衛 生 費	4,195,432	7,236	4,202,668	3,618			3,618
5. 労 働 費	23,188	0	23,188				
6. 農 林 水 産 業 費	1,166,634	13,500	1,180,134		13,500		
7. 商 工 費	841,506	0	841,506				
8. 土 木 費	1,991,075	0	1,991,075				
9. 消 防 費	2,194,845	0	2,194,845				
10. 教 育 費	7,530,051	2,140	7,532,191	19,813		2,140	△ 19,813
11. 公 債 費	4,043,435	0	4,043,435				
12. 諸 支 出 金	5,506,151	0	5,506,151				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	42,871,270	43,337	42,914,607	13,817	24,900	2,140	2,480

歳入

第1款 市税
第7項 使用済燃料税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 使用済燃料税	0	2,480	2,480	1 現年課税分	2,480	使用済燃料税現年課税分
計	0	2,480	2,480			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	361,254	△ 11,400	349,854	1 総務管理費補助金	△ 11,400	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
3 衛生費国庫補助金	34,467	2,412	36,879	1 保健衛生費補助金	2,412	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)
計	5,355,652	△ 8,988	5,346,664			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	195,586	1,786	197,372	2 老人福祉費補助金	1,786	施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金
3 衛生費県補助金	12,945	1,206	14,151	1 保健衛生費補助金	1,206	青森県浄化槽整備費補助金
計	1,393,447	2,992	1,396,439			

第16款 県支出金
第3項 県委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育費県委託金	1,000	19,813	20,813	1 教育費委託金	19,813	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 19,063 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業委託金 750
計	140,365	19,813	160,178			

第19款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 子ども夢育 成基金繰入金	4,520	2,140	6,660	1 子ども夢育 成基金繰入金	2,140	子ども夢育成基金繰入金
計	1,446,432	2,140	1,448,572			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	631,264	11,400	642,664	1 総務管理債	11,400	庁舎整備債
4 農林水産業 債	540,400	13,500	553,900	4 水産業債	13,500	漁港整備債
計	4,639,664	24,900	4,664,564			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		42,871,270	43,337	42,914,607

歳出

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
13 庁舎管理 費	519,789	0	519,789	△ 11,400	11,400				財源更正	
30 財政調整 基金費	461,957	17,298	479,255				17,298	24 積立金	17,298	財政調整基金積立て
計	4,050,469	17,298	4,067,767	△ 11,400	11,400		17,298			

第2款 総務費
第2項 徴税費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 市税等徴 収費	32,923	1,377	34,300				1,377	11 役務費	1,377	市税等口座振替推進事業 費
計	296,807	1,377	298,184				1,377			

第3款 民生費
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 介護保険 費	1,046,883	1,786	1,048,669	1,786				18 負担金補 助及び交 付金	1,786	施設開設準備経費助成特 別対策事業費
計	1,330,560	1,786	1,332,346	1,786						

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
9 環境整備 費	20,052	7,236	27,288	3,618			3,618	18 負担金補 助及び交 付金	7,236	浄化槽設置整備助成事業 費
計	2,517,474	7,236	2,524,710	3,618			3,618			

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
4 漁港施設 整備費	138,450	13,500	151,950		13,500		18 負担金補 助及び交 付金	13,500	漁港施設機能強化事業負 担金(大畑漁港) 10,000 漁港機能増進事業負担金 (脇野沢漁港) 3,500	
計	402,656	13,500	416,156		13,500					

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 義務教育 振興費	240,903	2,140	243,043			2,140	18 負担金補 助及び交 付金	2,140	子ども夢育成基金事業費	
計	824,948	2,140	827,088			2,140				

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
6 地域文化 ・スポー ツクラブ 推進費	191,990	0	191,990	19,813			△ 19,813		財源更正	
計	757,073	0	757,073	19,813			△ 19,813			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節	
				特定財源				区 分	金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他			
	42,871,270	43,337	42,914,607	13,817	24,900	2,140	2,480		

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度末 までの 支 出 額	前 年 度 末 までの支出 (見込)額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 対 ず る 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左の財源内訳									一 般 財 源
					特 定 財 源									
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他							
2.	1.	本庁舎電気室電源改修工事	6	0								%		
	務 管 理 費		7	107,195		80,300		26,895			107,195	100.0		
		計		107,195		80,300		26,895			107,195	100.0		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
脇野沢流通センターリニューアル事業 (観光・シティプロモーション課)	19,318			令和6年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ				19,318
市道等維持事業 (土木維持課)	48,037			令和6年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ		48,000		37
舗装長寿命化修繕事業 (土木維持課)	100,947			令和6年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ		100,900		47
むつ市ウェルネスパーク、むつ市 総合アリーナ指定管理料 (市民スポーツ課)	1,157,013			令和7年度 から令和11 年度まで	限度額に 同じ	750,000			407,013

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	36,257,561	36,394,134	4,639,664	24,900	4,664,564	3,885,578		3,885,578	37,148,220	24,900	37,173,120
(1)総務	16,742,440	15,368,606	631,264	11,400	642,664	1,982,498		1,982,498	14,017,372	11,400	14,028,772
(2)民生	499,574	550,294	75,000		75,000	57,058		57,058	568,236		568,236
(3)衛生	935,957	1,490,882	104,200		104,200	65,277		65,277	1,529,805		1,529,805
(4)農林水産業	1,369,977	1,321,371	540,400	13,500	553,900	210,626		210,626	1,651,145	13,500	1,664,645
(5)商工	99,656	105,450	81,300		81,300	21,079		21,079	165,671		165,671
(6)土木	4,346,427	4,275,200	817,300		817,300	528,778		528,778	4,563,722		4,563,722
(7)公営住宅	1,728,497	2,307,838	171,700		171,700	204,698		204,698	2,274,840		2,274,840
(8)消防	1,415,821	1,937,281	275,500		275,500	134,409		134,409	2,078,372		2,078,372
(9)教育	7,819,241	7,762,294	1,867,300		1,867,300	584,870		584,870	9,044,724		9,044,724
(10)公営企業	1,299,971	1,274,918	75,700		75,700	96,284		96,284	1,254,334		1,254,334
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,804,517	2,796,257	368,400		368,400	340,008		340,008	2,824,649		2,824,649
2. 災害復旧債	119,800	147,900							143,825		143,825
(1)公共施設											
(2)衛生											
(3)農林水産業											
(4)土木	119,800	147,900							143,825		143,825
(5)商工											
(6)教育											
合 計	36,377,361	36,542,034	4,639,664	24,900	4,664,564	3,889,653		3,889,653	37,292,045	24,900	37,316,945

議案第105号

令和6年度

むつ市水道事業会計補正予算書

令和6年度 むつ市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度むつ市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度むつ市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備事業	137,251 千円	30,833 千円	168,084 千円
(ロ) その他建設改良費	344,439 千円	7,480 千円	351,919 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,700,734 千円	11,759 千円	1,712,493 千円
第1項 営業費用	1,499,890 千円	11,759 千円	1,511,649 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 769,224千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,444 千円、過年度分損益勘定留保資金 378,265 千円及び当年度分損益勘定留保資金 363,515 千円で補填するものとする。）。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	643,838 千円	17,600 千円	661,438 千円
第1項 企業債	414,200 千円	17,600 千円	431,800 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,392,349 千円	38,313 千円	1,430,662 千円
第1項 建設改良費	504,706 千円	38,313 千円	543,019 千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の 方法
建設改良事業	414,200	証書 借入	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式による 借入れに おいては 当該見直 し後の利 率)	借入先 融資条件 による。	431,800	補正前 と同じ	補正と 同じ	補正前 と同じ

令和6年11月25日提出

むつ市長 山本知也

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和6年度	むつ市水道事業会計	予算実施計画	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
2. 令和6年度	むつ市水道事業	予定キャッシュ・フロー計算書	・・・・・・・・・・・・・・・・	8 頁
3. 令和6年度	むつ市水道事業	予定貸借対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・	10 頁
4. 注 記 表	・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・	12 頁

令和6年度 むつ市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,700,734	11,759	1,712,493	
	1 営業費用		1,499,890	11,759	1,511,649	
		2 配水及び 給水費	132,529	11,759	144,288	物件費の増額

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			643,838	17,600	661,438	
	1 企業債		414,200	17,600	431,800	
		1 企業債	414,200	17,600	431,800	配水管整備事業費及びその他建設改良費に充てる企業債の増額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,392,349	38,313	1,430,662	
	1 建設改良費		504,706	38,313	543,019	
		2 配水管整備事業費	137,251	30,833	168,084	工事費及び設計調査費の増額
		3 その他建設改良費	344,439	7,480	351,919	工事費の増額

令和6年度 むつ市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	10,177
減価償却費	757,392
固定資産除却費	10,000
引当金の増減額	1,348
貸倒引当金の増減額	1,257
長期前受金戻入額	△ 288,687
控除対象外消費税額	9,648
受取利息	0
支払利息	131,279
未収金の増減額	75,191
貯蔵品の増減額	△ 11,881
未払金の増減額	△ 29,459
未払消費税等の増減	35,877
預り金の増減	△ 8,757
小計	<u>693,385</u>
利息の受取額	0
利息の支払額	<u>△ 131,279</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>562,106</u>

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 400,636
国庫補助金等による収入	55,000
一般会計からの繰入金による収入	<u>174,638</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 170,998</u>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	431,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 887,628</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 455,828</u>

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 64,720

V 資金期首残高 552,538

VI 資金期末残高 487,818

令和6年度 むつ市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		495,651	
ロ 建 物	2,235,761		
減価償却累計額	<u>△ 1,336,255</u>	899,506	
ハ 構 築 物	28,523,829		
減価償却累計額	<u>△ 14,419,515</u>	14,104,314	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,492,351		
減価償却累計額	<u>△ 2,827,544</u>	1,664,807	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	284,058		
減価償却累計額	<u>△ 247,475</u>	36,583	
ヘ 車 両 運 搬 具	52,135		
減価償却累計額	<u>△ 43,556</u>	8,579	
ト 建 設 仮 勘 定		224,497	
有形固定資産合計			17,433,937

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		<u>1,699</u>	
無形固定資産合計			<u>1,699</u>
固定資産合計			17,435,636

2. 流動資産

(1) 現金・預金		487,818	
(2) 未収金	165,233		
貸倒引当金	<u>△ 1,693</u>	163,540	
(3) 貯蔵品		<u>37,582</u>	
流動資産合計			<u>688,940</u>
資産合計			<u><u>18,124,576</u></u>

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企業債		<u>9,621,430</u>	
固定負債合計			9,621,430

4. 流動負債

(1) 企業債		852,441	
(2) 未払金			
イ 未 払 金	15,116		
ロ 未払消費税等	<u>35,877</u>		
未払金合計		50,993	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	13,582		
ロ 法定福利費引当金	<u>2,491</u>		
引当金合計		16,073	
(4) 預り金		<u>3,674</u>	
流動負債合計			923,181

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	537,228		
収益化累計額	<u>△ 340,155</u>	197,073	
ロ 工事負担金	420,341		
収益化累計額	<u>△ 203,997</u>	216,344	
ハ 国庫補助金	3,545,428		
収益化累計額	<u>△ 1,896,703</u>	1,648,725	
ニ 県補助金	68,681		
収益化累計額	<u>△ 34,691</u>	33,990	
ホ 一般会計負担金	4,765,279		
収益化累計額	<u>△ 3,245,283</u>	1,519,996	
ヘ 建設仮勘定長期前受金		<u>109,725</u>	
長期前受金合計			<u>3,725,853</u>
繰延収益合計			<u>3,725,853</u>
負債合計			<u>14,270,464</u>

資 本 の 部

6. 資本金

3,143,271

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	4,958		
ロ 寄附金	700		
ハ 工事負担金	217,862		
ニ 国庫補助金	131,408		
ホ 県補助金	0		
ヘ 一般会計負担金	<u>179,248</u>		
資本剰余金合計			534,176

(2) 利益剰余金

イ 利益積立金	139,181		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>37,484</u>		
利益剰余金合計			<u>176,665</u>
剰余金合計			<u>710,841</u>
資本合計			<u>3,854,112</u>
負債資本合計			<u>18,124,576</u>

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 建 物 15～50年
 - 構築物 40年
 - 機械及び装置 8～15年
 - 工具、器具、備品 4～15年
 - 車両運搬具 4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法による。

(3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は次のとおりである。

令和6年度末 3,107,150,935円

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として37,327,368円を支給することとなったため、賞与引当金11,262,567円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として7,140,172円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,233,841円を取り崩した。

Ⅳ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

令和6年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和6年度むつ市一般会計補正予算

令和6年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,159千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,871,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		2,956,023	46,159	3,002,182
	3. 県委託金	94,206	46,159	140,365
21. 市債		4,639,664	0	4,639,664
	1. 市債	4,639,664	0	4,639,664
歳入合計		42,825,111	46,159	42,871,270

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,622,502	46,159	4,668,661
	4. 選挙費	24,818	46,159	70,977
3. 民生費		10,435,930	0	10,435,930
	3. 児童福祉費	3,556,130	0	3,556,130
8. 土木費		1,976,691	14,384	1,991,075
	2. 道路橋りょう費	1,000,084	14,384	1,014,468
10. 教育費		7,544,435	△ 14,384	7,530,051
	5. 保健体育費	4,111,014	△ 14,384	4,096,630
歳出合計		42,825,111	46,159	42,871,270

第2表

地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう整備	千円 405,600	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式による 借入れにお いては当該 見直し後の 利率)	借入先融資 条件による	千円 419,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
学校給食施設整備	1,037,800				972,000			
体育施設整備	27,900				80,100			
変更後の累計	4,639,664				4,639,664			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,642,405	0	5,642,405
2. 地 方 譲 与 税	272,000	0	272,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	17,000	0	17,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,000	0	9,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	94,000	0	94,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,685,000	0	1,685,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,083	0	80,083
10. 地 方 特 例 交 付 金	270,469	0	270,469
11. 地 方 交 付 税	11,932,000	0	11,932,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,468	0	4,468
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	110,144	0	110,144
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	243,804	0	243,804
15. 国 庫 支 出 金	9,486,846	0	9,486,846
16. 県 支 出 金	2,956,023	46,159	3,002,182
17. 財 産 収 入	20,114	0	20,114
18. 寄 附 金	211,000	0	211,000
19. 繰 入 金	1,446,673	0	1,446,673
20. 諸 収 入	3,063,774	0	3,063,774
21. 市 債	4,639,664	0	4,639,664
22. 繰 越 金	612,644	0	612,644
歳 入 合 計	42,825,111	46,159	42,871,270

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	249,362	0	249,362				
2. 総 務 費	4,622,502	46,159	4,668,661	46,159			
3. 民 生 費	10,435,930	0	10,435,930				
4. 衛 生 費	4,195,432	0	4,195,432				
5. 労 働 費	23,188	0	23,188				
6. 農 林 水 産 業 費	1,166,634	0	1,166,634				
7. 商 工 費	841,506	0	841,506				
8. 土 木 費	1,976,691	14,384	1,991,075		13,600		784
9. 消 防 費	2,194,845	0	2,194,845				
10. 教 育 費	7,544,435	△ 14,384	7,530,051		△ 13,600		△ 784
11. 公 債 費	4,043,435	0	4,043,435				
12. 諸 支 出 金	5,506,151	0	5,506,151				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	42,825,111	46,159	42,871,270	46,159			

歳入

第16款 県支出金
第3項 県委託金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県委 託金	87,087	46,159	133,246	4 選挙費委託 金	46,159	衆議院議員総選挙費委託金 <u>46,039</u> 衆議院議員総選挙啓発推進事業費委託金 <u>85</u> 衆議院議員総選挙開票速報事務費委託金 <u>35</u>
計	94,206	46,159	140,365			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 土木債	975,400	13,600	989,000	1 道路橋りよ う債	13,600	道路橋りよう整備債
8 教育債	1,880,900	△ 13,600	1,867,300	4 保健体育債	△ 13,600	学校給食施設整備債 <u>△ 65,800</u> 体育施設整備債 <u>52,200</u>
計	4,639,664	0	4,639,664			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		42,825,111	46,159	42,871,270

歳出

第2款 総務費
第4項 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3 衆議院議員 総選挙費	0	46,159	46,159	46,159				1 報酬	19,929	選挙執行管理費
								2 給料	1,822	
								3 職員手当 等	32	
								7 報償費	511	
								8 旅費	1,351	
								10 需用費	1,423	
								11 役務費	4,235	
								12 委託料	11,125	
								13 使用料及 び賃借料	5,731	
計	24,818	46,159	70,977	46,159						

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総務費	540,124	7,900	548,024		7,500		400	12 委託料	900	第三田名部小学校なかよし会整備事業費
								14 工事請負 費	7,000	
6 保育所費	2,112,380	△ 7,900	2,104,480		△ 7,500		△ 400	18 負担金補 助及び交 付金	△ 7,900	むつ市就学前教育・保育施設整備費補助金
計	3,556,130	0	3,556,130							

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 土木維持 費	545,311	14,384	559,695		13,600		784	14 工事請負 費	14,384	道路維持工事費
計	1,000,084	14,384	1,014,468		13,600		784			

第10款 教育費
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 学校給食 費	3,349,034	△ 69,384	3,279,650		△ 65,800		△ 3,584	14 工事請負 費	△ 69,384	(仮称)むつ市防災食育 センター建設事業費
4 体育施設 管理費	174,606	55,000	229,606		52,200		2,800	14 工事請負 費	55,000	むつ運動公園改修事業費
計	4,111,014	△ 14,384	4,096,630		△ 13,600		△ 784			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
	42,825,111	46,159	42,871,270	46,159				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	通 勤 手 当 等	期 末 手 当	寒 冷 地 手 当	計	計			
補 正 後	長 等	4	0	34,188	73	10,326	318	44,905	13,244	58,149	
	議 員	22	94,680	0	0	31,245	0	125,925	27,383	153,308	
	そ の 他 の 特 別 職	1,310	56,752	0	0	0	0	56,752	0	56,752	
	計	1,336	151,432	34,188	73	41,571	318	227,582	40,627	268,209	
補 正 前	長 等	4	0	34,188	73	10,326	318	44,905	13,244	58,149	
	議 員	22	94,680	0	0	31,245	0	125,925	27,383	153,308	
	そ の 他 の 特 別 職	693	36,823	0	0	0	0	36,823	0	36,823	
	計	719	131,503	34,188	73	41,571	318	207,653	40,627	248,280	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	617	19,929	0	0	0	0	19,929	0	19,929	
	計	617	19,929	0	0	0	0	19,929	0	19,929	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(632) 466	454,272	1,873,441	1,088,079	3,415,792	872,195	4,287,987	
補 正 前	(632) 450	454,272	1,871,619	1,088,047	3,413,938	872,195	4,286,133	
比 較	(0) 16	0	1,822	32	1,854	0	1,854	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,408	26,303	1,746	41,678	437,574	331,602	27,532	29,390	126,170	22,655	21
	補 正 前	43,408	26,271	1,746	41,678	437,574	331,602	27,532	29,390	126,170	22,655	21
	比 較	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(17) 450	1,673,096	962,439	2,635,535	746,241	3,381,776	
補 正 前	(17) 450	1,673,096	962,439	2,635,535	746,241	3,381,776	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,408	20,946	1,746	41,678	368,244	284,975	27,532	29,390	121,844	22,655	21
	補 正 前	43,408	20,946	1,746	41,678	368,244	284,975	27,532	29,390	121,844	22,655	21
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(615) 16	454,272	200,345	125,640	780,257	125,954	906,211	
補 正 前	(615) 0	454,272	198,523	125,608	778,403	125,954	904,357	
比 較	(0) 16	0	1,822	32	1,854	0	1,854	

職員 手当等 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管理職員 特別勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後		0	5,357	0	0	69,330	46,627	0	0	4,326	0	0
補 正 前		0	5,325	0	0	69,330	46,627	0	0	4,326	0	0
比 較		0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,822	給与改定に伴う 増 減 分	0	
		昇 級 に 伴 う 増 加 分	0	
		その他の増減分	1,822	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 補正後 184 人 補正前 168 人 比較 16 人
職 員 手 当 等	32	制度改正に伴う 増 減 分	0	
		その他の増減分	32	・ 会計年度任用職員 通勤手当 32

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	36,257,561	36,394,134	4,639,664		4,639,664	3,885,578		3,885,578	37,148,220		37,148,220
(1)総務	16,742,440	15,368,606	631,264		631,264	1,982,498		1,982,498	14,017,372		14,017,372
(2)民生	499,574	550,294	75,000		75,000	57,058		57,058	568,236		568,236
(3)衛生	935,957	1,490,882	104,200		104,200	65,277		65,277	1,529,805		1,529,805
(4)農林水産業	1,369,977	1,321,371	540,400		540,400	210,626		210,626	1,651,145		1,651,145
(5)商工	99,656	105,450	81,300		81,300	21,079		21,079	165,671		165,671
(6)土木	4,346,427	4,275,200	803,700	13,600	817,300	528,778		528,778	4,550,122	13,600	4,563,722
(7)公営住宅	1,728,497	2,307,838	171,700		171,700	204,698		204,698	2,274,840		2,274,840
(8)消防	1,415,821	1,937,281	275,500		275,500	134,409		134,409	2,078,372		2,078,372
(9)教育	7,819,241	7,762,294	1,880,900	△ 13,600	1,867,300	584,870		584,870	9,058,324	△ 13,600	9,044,724
(10)公営企業	1,299,971	1,274,918	75,700		75,700	96,284		96,284	1,254,334		1,254,334
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,804,517	2,796,257	368,400		368,400	340,008		340,008	2,824,649		2,824,649
2. 災害復旧債	119,800	147,900							143,825		143,825
(1)公共施設											
(2)衛生											
(3)農林水産業											
(4)土木	119,800	147,900							143,825		143,825
(5)商工											
(6)教育											
合 計	36,377,361	36,542,034	4,639,664		4,639,664	3,889,653		3,889,653	37,292,045		37,292,045

むつ市議会第262回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 8 2 号	むつ市部設置条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 8 3 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
議案第 8 4 号	むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表	11
議案第 8 5 号	むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例新旧対照表	13
議案第 8 6 号	むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例新旧対照表	15
議案第 8 7 号	むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表	17
議案第 8 8 号	むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表	21

議案第 8 2 号参考資料

むつ市部設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>こどもみらい部</u></p> <p>(7) <u>農林水産部</u></p> <p>(8) <u>商工観光部</u></p> <p>(9) <u>まちづくり推進部</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第 2 条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>こどもみらい部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(7) <u>農林水産部</u></p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>子どもみらい部</u></p> <p>(7) <u>産業政策部</u></p> <p>(8) <u>都市整備部</u></p> <p>(9) <u>建設技術部</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第 2 条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>子どもみらい部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(7) <u>産業政策部</u></p> <p>ア <u>産業振興に関すること。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>商業及び鉱工業に関すること。</u></p> <p>オ <u>観光に関すること。</u></p> <p>カ <u>労働者の福祉に関すること。</u></p>

(8) 商工観光部

ア 商業及び鉱工業に関すること。

イ 観光に関すること。

ウ 労働者の福祉に関すること。

(9) まちづくり推進部

ア～エ (略)

オ 建築工事に関すること。

カ 土木工事に関すること。

(8) 都市整備部

ア～エ (略)

(9) 建設技術部

ア 建築工事に関すること。

イ 土木工事に関すること。

議案第 8 3 号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 1 7 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、1 7 万円とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第 1 1 条 第 3 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について <u>1 3, 9 0 0 円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><u>第 1 1 条の 2 第 3 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 7, 0 0 0 円とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 1 7 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、1 7 万円とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第 1 1 条 第 3 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について <u>2 0, 9 0 0 円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及</p>

びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ（略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ（略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

9, 730円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について

4, 900円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ （略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

6, 950円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について

3, 500円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ （略）

14, 630円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ （略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

10, 450円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ （略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被
保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
2,780円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
1,400円

2・3 (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被
保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
4,180円

2・3 (略)

議案第 8 4 号参考資料

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
市立学校を次のとおり設置する。		市立学校を次のとおり設置する。	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
むつ市立大畑小学校	むつ市大畑町伊勢堂 1 番地 1	むつ市立大畑小学校	むつ市大畑町伊勢堂 1 番地 1
(略)		<u>むつ市立正津川小学校</u>	<u>むつ市大畑町正津川平 1 1 4 番地 2 0</u>
(略)		(略)	

議案第 8 5 号参考資料

むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>別表（第 5 条関係） （表略） 備考 1 （略） 2 「大会貸切」とは、<u>むつ市スポーツ協会</u>又は同協会の加盟団体が主催する公式試合又はこれに準ずる試合のため、この表に掲げる施設を貸切使用する場合をいう。 3～5 （略）</p>	<p>別表（第 5 条関係） （表略） 備考 1 （略） 2 「大会貸切」とは、<u>むつ市体育協会</u>又は同協会の加盟団体が主催する公式試合又はこれに準ずる試合のため、この表に掲げる施設を貸切使用する場合をいう。 3～5 （略）</p>

議案第 8 6 号参考資料

むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>犯罪等</u> 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) <u>犯罪被害者等</u> 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p><u>(見舞金の支給等)</u></p> <p>第 8 条 市は、<u>犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(市民等の理解の増進等)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p><u>(支援の制限)</u></p> <p>第 1 0 条 <u>市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等支</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>犯罪被害者等</u> 犯罪等 <u>(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。次号において同じ。)</u> により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(市民等の理解の増進等)</p> <p>第 8 条 (略)</p>

援を行わないことができる。

(その他)

第11条 (略)

(その他)

第9条 (略)

議案第 8 7 号参考資料

むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(基本方針)</p> <p>第 3 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、<u>介護保険の各被保険者</u>の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、<u>介護保険の各被保険者</u>が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第 4 条 <u>一の地域包括支援センター</u>が担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数 (むつ市地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法 (当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第 3 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、<u>各被保険者</u>の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、<u>各被保険者</u>が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第 4 条 <u>1</u>の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員<u>の員数</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

2 前項の規定にかかわらず、むつ市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であるとむつ市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であるとむつ市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事す

する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

る常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

議案第 88 号参考資料

むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、<u>次号において同じ。</u>）、<u>5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年 6 月以上水道</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p>

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号に規定する卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業生にあつては2年以上、第2号に規定する卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 第1号又は第2号に規定する卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法に

(6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程若しくは学
科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学
科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以
上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関
する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次
試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用
水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の
実務に従事した経験を有する者であること。

(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
であること。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項(法第34条第1項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者の資格を有する者であること。

よる専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校におい

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得す

て修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業生（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

る程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業生（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

(6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前条第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第2号中「3年」とあるのは「1年6月」と、同条第3号中「5年」とあるのは「2年6月」と、同条第4号中「7年」とあるのは「3年6月」と、同条第8号中「10年」とあるのは「5年」と、前項第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第6号中「10年」とあるのは「5年」とする。